

第 1 1 号議案

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市環境審議会条例（昭和 4 6 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部
を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市環境審議会条例（昭和 4 6 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者その他から市長が委
嘱する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市環境審議会条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 委員の構成から市議会議員を除くこと。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。